

○国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床  
相談センター心理相談受託規程

平成 16 年 4 月 1 日	制定
平成 19 年 4 月 1 日	改正
平成 22 年 4 月 1 日	改正
平成 26 年 4 月 1 日	改正
令和元年 10 月 1 日	改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター規則第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター（以下「センター」という。）が受託する心理相談（以下「相談」という。）の手続及び心理相談料に關し必要な事項を定める。

(受託の条件)

第2条 相談は、教育研究上有意義であり、かつ、センターの運営に支障がないと認められる場合に、これを受託することができる。

(申込手続)

第3条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(心理相談料の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、所定の期日までに心理相談料を納付しなければならない。

2 既納の心理相談料は、返還しない。

(相談の種類及び心理相談料)

第5条 相談の種類及び心理相談料の額は、別表のとおりとする。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、相談の手続等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

本規程は、令和元年10月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

相談の種類	単位	心理相談料の額
受理面接	1回	4,400円
臨床心理面接 (遊戯面接を含む)	1回	2,750円
並行親面接	1回	2,200円
検査面接	1回	3,850円
コンサルテーション	1回	3,850円
文章料	1回	3,300円

2016年9月

## 投稿および編集規定

1. 発達臨床心理学の理論と実践の発展に貢献するとともに、本学相談員（センター員）の研究および実践能力の向上に資するために本紀要を刊行する。
2. 発達臨床心理学およびその周辺領域についての事例研究や実践研究、調査研究、理論的研究等を掲載する。
3. 事例研究については、以下の条件を満たすものとする。
  - ① 外部ケースは、学内カンファレンスに提出したもの、学内の教員が指導しているもの
  - ② 原則として終了ケースであること
  - ③ クライアントの了承を必ず得ていること
  - ④ 個人を特定されないように、記述に際しては、特段の注意を払うこと
4. 年に一巻を刊行する。
5. 主として、お茶の水女子大学心理臨床相談センターの研究成果の発表の場とする。また、活動報告をあわせて掲載する。
6. 第1著者は、相談員（センター員）であるか、編集委員の推薦を受けたものであることを要する。
7. 投稿された論文は編集委員会が審査を行う。趣旨に合わないものや水準に満たないものは不採択とする。また修正を求めることがある。
8. 原則として枚数は400字にして50枚以内とする（図表を含む）とし、一定の書式（別途定める）に従うものとする。紙幅がそれを越える場合は編集委員に相談すること。電子ファイルおよび印刷出力を提出すること。
9. 投稿先は、心理臨床相談センター紀要編集委員会とする。
10. 掲載論文の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は、「お茶の水女子大学心理

「臨床相談センター紀要」への投稿をもって、著作権のうち、複製権、公衆送信権の利用をお茶の水女子大学人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センターに許諾する。なお、事例論文の本文についてはこの限りではない。※

※複製権と公衆送信権行使する際の主なる内容は、掲載論文のお茶の水女子大学教育・研究成果コレクション TeaPot での公開を示すものである。